



Title	聖州コーヒー園の労働契約の成立
Author(s)	若木, 礼; WAKAKI, R.
Citation	法經會論叢, 14, 49-66
Issue Date	1955-10
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10754">https://hdl.handle.net/2115/10754</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_p49-66.pdf



# 聖州コーヒー園の労働契約の成立

若 木 礼

## 一、はしがき

サン・パウロ州のコーヒー園の労働契約には全州を通して或る様式が見られ、その原型は十九世紀中半にあるとされてゐるが、それを見ると現行のものと大差がない。コーヒーの栽培技術の無變動の爲であらう。本稿の目的はこの様式の成立過程を理解しようとするにある。(註——一九五四年三月のホーン氏報告によれば、コーヒー栽培には遺伝、育種、病虫害、施肥、剪定、整枝、灌溉、收穫等に進歩した農学の応用が殆どなされてゐない。例へばブラジル現在の樹は一七〇〇年の輸入原木の単なる直系後裔に過ぎない。一樹当り、一反当りの生産額も殆ど向上がなく、一人当りに至つては百年前と大差がない。作業行程の機械化に就ては大部分の地方では関心がない、と云ふ。本報告所載コスト・リカのコーヒー摘採の写真や昨年末(二九・十二・七)の朝日新聞所載の同じく摘採作業の写真は例へば十二年十一月号「移民地事情」所載の光景と全く変りなく又最近(二七・六・十九・大阪新聞)の現地報告も栽培技術の旧と変らない事を知らせる。こゝに本稿が資料として昭和六年と十二年頃の諸報告を主に用ひる理由がある)

(1) Horn, World's Need for More Efficient Coffee Production, Foreign Agriculture, 1954, March.

ポルトガルは当初は出移民による本國人口の減少従つて植民地の相對的優越を恐れ、ブラジルに対してはその放資植民地化を政策原理とし、所要労働は原住民は少数でもあり又労働にも向かなかつたので輸入黒奴による方式をとつた。従つて此処には正常な労働契約は存してゐない。一六六七年には内外人の植民地移住の制限法が、一七二〇年には禁止法<sup>(3)</sup>が出されてゐる。然しその旁一七四七年政府は本國人口は減少せしめないで多少共開墾に役立つものとして植民地アゾレス及マデイラ在住ポルトガル人四千人をオイレンベルグ氏に委託してブラジルに移出したが、是等は下級官吏、小商人となり開墾に当る者は殆どなかつた。一八〇八年ポルトガル政府がブラジルに移ると共にブラジル自体の立場が前面に押出され今度はその移住植民地化も強張されて来た。此頃になるとフランス革命の影響などもあつて奴隸制度の廢止の近きも予想されて来たので、之れに代へるに自由なる白人を移入して、その勞力に依存する程た。

營を考へねばならなくなつた。即ち新移入民に対するブラジルの期待は一は移住植民地の建設、他の一つは耕主に労働を与へる事であつた。移民に就て移住植民地化の意図でなされた著例は次のものであつた。一八一八年伯政府はスイス人 *S. Z. Guler* <sup>(4)</sup> と白人移民誘入契約を結び、ガシエはスイスから百戸の農家を誘入する事となり、それに対し政府の渡航費を補助し、移民には次の特典を与へた。一 無償渡航 二 目的地迄の無賃輸送 三 仮家屋 四 土地無償払下及び家畜、種子を家族員數に依りて給与される 五 到着初年度間は一日一六〇レイス、次年はその半の補助金を得る 六 僧・匠・業・獸醫師を入植せしめその給料は政府負担 七 教会の建設 八 到着と同時に國籍取得 九 十年間兵役義務を免除。次に是れより稍遅れて一八二四年獨立ブラジル政府は独逸農民一二〇名を移入した。之も渡航費と目的地迄の旅費の政府支弁、市民権取得、地区の無償讓渡、家畜の無償使用、二ヶ年の生活費の補助、十年間の兵役の免除、十年間の定着義務等ガシエ移民と大差はなかつた。即ち是等恩典は一にブラジル國民を増加する目的から出たものであつて、無賃輸送、家屋貸与、食糧扶持等は移入民が偶々貧民である処による。そして彼等は払下け土地の自作農であるから他者に勞力を供給し得るものではなかつた。後年ヴェルゲイロの誘致した移民は之とは目的を異にしたが、等しく貧民であつたので如上の工夫は之れは承継がれ

た。

耕主に対して労力を提供する者を移入する企は聖州上院議である大耕主 *Vergano* 氏の一八四一年の企に始る。氏は奴隷解放に備へ之に代るものとしてポルトガル人八十戸を試験的に誘入した。彼等は固より貧民であつた為に渡航費と食住は耕主が負担したが自由人であるので利己心に訴へて勤勞させる事も可能な為に、渡航費前貸、一年間の食費貸与、コーヒー植付土地の割当、余作地の貸与、収穫コーヒーの折半但し労働者帰属分は時価を以て耕主に売却するを強制する。家屋や牧場には少額の賃料を課する事を条件とした。この方式では未だ奴隷制度が存してゐたので白人の自尊心を傷ける点もあり又耕主の取分も過少であつた為に失敗したが、一八四七年同じく分益法 *Partia* を採つて独逸人四百人八十戸を自耕地に誘致する計画を立て、政府は渡航費 大人四十ピアストル、子供、老人半額の前貸を三年目に償還せしめ、船主にも二十ピアストルの賃金を与へ、又耕主は移民に対し契約労働者としてその地方一般の給料を与へた。耕主であるヴェルゲロ会社と移民の労働契約は次の如くである。

## 第二条 ヴェルゲロ会社の義務

- 一 会社は政府支出の渡航費を償還するが移民は之に責任を有す。
- 二 会社は一定のコーヒー植付地を交付する。移民は其手入、コーヒー採取及改善を行ふものとする。
- 三 会社は請負地域内に一定の土地を貸与する。移民はその土地に食糧品を収穫する目的を以つて栽培し得る。
- 四 会社は移民のサントス及び耕地に達する迄に要する費用を前貸並に食糧収穫迄食費を貸与する。

## 第三条 契約労働者の義務

- 一 請負コーヒーの除草と収穫を行ふ。
- 二 収穫に伴ふ出荷準備する事
- 三 受持樹中枯死したものゝ補植
- 四 政府より前貸を受けた渡航費を会社に払込み二年後は残に対し法定利子を支払ふ。
- 五 六一年の純益の一半を渡航費支弁に當つ。

第四条 收穫コーヒーは会社が売り売高の一半は会社に於て差引き他の一半を契約者に交付する。

第五条 会社は移民の余作物に対し何等の権利なきも自家消費以外の分又は他に売却した場合にはその半額を受ける権利を有す。

第六条 移民が契約に忠なる時は会社は償りに契約を破棄し得ず、移民は負債を支払ふ時は移転の自由あり。

第七条は恰も奴隸の身代金を連想せしめる処からやがて改善されたが、第四条にみる如き分益農的の性格はメヤリ・カフエー(コーヒー)の意で成園の除草を請負ひ收穫コーヒーを耕主と折半して之を賃金とする形式<sup>(7)</sup>や新園造成の請負(賃金には間作収入と初年度收穫コーヒーを以て充てる形式<sup>(8)</sup>)の形式で今日迄存続し、又別に一八六〇年頃から之を近代賃金形式に修正した除草請負本数に應じた賃金と收穫袋数に應じた出来高払賃金を予約して労働契約を結ぶ現行コロノ形式が産れた。

尙一八五〇年以來黒奴輸入が絶へたので、国の補助で歐人移民を誘致する植民会社<sup>(9)</sup>が次々と誕生したが、その殆どは単なる土地会社と化し、従つて、移住植民地の成立には役立つたが、目的とする勞力供給の役を果したものは皆無に近かつた。但し個人が国や州と歐人誘入契約を結んだ例は齋藤氏<sup>(7)</sup>によれば一八五〇〜七五年の間に三十例もある。政府自らも又在外官憲に文書を送つて移民の啓蒙に当らせた<sup>(8)</sup>が、その文書によつてみると現行は早くも法定されたものと考へてよい。第一文書一八八九年「無料輸送、無料宿泊、到着後は日給労働者、請負労働者、小地主たるも自由、家族移民」、第二文書同年「非農民の送還等」

サン・パウロ州のコーヒー園中自家労働を以てする零細な園を除き、他から労働者を入れて経営する普通の園に就てみると、我々は新園造成の場合と成園の場合に労働契約に明かな別を見出す。メヤリ・カフエーは云はゞその中間形式と云へう。

- (2) 伯国植民史 II 齋藤書記生調査 中島總領事報告 移民情報 昭和六年二月
- (4) 同
- (5) 同
- (3) ナボレオンに追はれ、女王、ブラジルに避れ、一八〇八年、リオ・デ・ジャネイロをポルトガルの首府とした。一八一五年、ブラジルを王国とし、女王、その王位を兼ねた。一八二二年独立
- (6) 伯国植民史 (三)

### 三、新園造成の労働契約

地主である園主が未墾地を提供して之にコーヒーを植付けて成園とする迄の作業を労働者に請負はしめ——それ故に彼等はインプレー(請負者の意)と呼ばれる——満期には成樹着きの成園の返還を受ける形式。コーヒーは四年目から結実して収穫期に入るが、隔年結果テロ性が強烈な為に五年目の休み年で満期となるを避けて普通は四年又は六年を期限とする。但し一ヶ年御礼奉公をして五年で退耕する者や十年を超す者もあると云ふ。地主の得る賃貸料の主部分は成園を得る事で労働者の得るものは満期迄の間作収入の全部と収穫コーヒーの全部が主で、場合によつては成樹一本当りで手入賃も貰へる。例へば満期には一株に就き邦貨二十銭を与へられ反対に欠樹には一株五十銭を差引かれる。然し園主から云へば本来のこの形式は安価な未墾地の提供丈で他に資金を要せずして四年後には成園を入手するが狙であるから、手入賃を用意せねばならないこの仕方は原則ではない。

この形式を労働者側から云へば、契約の初年度は開拓と整地、播種等土地に附着して結局は地主に帰してしまふ作業に労働の殆どが食はれて自分の取分となる間作々業に振向け得る労力が甚だ少くなる上にその間作の行はれる土地も新地であつて生産力も低いから同一条件では四年契約は六年契約に比して遙に不利となる。それが為に四年契約では森林の開拓、整地は地主が負担し、六年契約ではインプレーテロ自が負担する慣となつた。この事からインプレーテロは六年契約では開拓、整地費と間作収入のある迄の生活費との為に相当の資金を用意する必要がある、反之して四年契約ではその必要のないのみならず生活費前貸の恩典も行はれる。故に労働者は手持資金等を考慮して四年なり六年なりの契約を結ぶであらう。十年契約では四年以降即ち成園になつてからは歩合制に切換へると云ふ。次に山田氏の記す例を上げる。<sup>(12)</sup>

四年契約例 一、請負者はコーヒー二万株を播種し、四ヶ年間其手入をなし満期に成樹を地主に引渡す 二、栽培様式は耕主の指示に

よる 三、苗木のふた木する 四、地主は伐木後整地穴堀をする 五、請負者が伐木後播種する時は一株四銭を地主が支払ふ 六、請負者は穴の掃除、下枝、新芽を除き年七回除草 七、欠株の補植 八、受負五千本に就き余作地一アルケリを貸与 九、住宅は請負人の負担但し資材は耕主が供給 一〇、年限内のコーヒーは凡て請負人の所得。

六年契約例 一、耕主は井戸、コーヒー種子を提供 二、請負人は森林伐採より植付までを行ふ 三、年限内のコーヒーは凡て請負人の所得 四、請負人は自己勘定で四年請負人を入れる事が出来る、等。

如斯新園造成の諸条件に就ては僅かにその期限の点でコーヒー樹自体からの制約がある丈けでその他の諸条件は殆ど資金面の考慮から生れてゐるが、反之成園に就ての諸条件は殆どコーヒーの栽培技術の規定する処である。よつてこゝに煩を厭はず之を記さう。

コーヒーは取木、挿木、接木、実生の何れでも出来るがブラジルでは普通は実生で、之れにも定植地に穴(コーバ)を掘り中に二十粒位を播種し、後四本に間引く方法と木蔭に置いた籠製移植鉢(ジャカ)に播種し後四、五本に間引いた健苗を籠儘コーバに移植する方法とがある。大規模開園には前者、成園に於ける欠株の補植程度は後者による。コーバの作業は縦横高一尺の穴を掘り、縁に土盛するか溝を切つて水を防ぎ、細木を渡して日光の直射と乾と霜から苗を衛つて二、三年間手入れする人手による作業である。斯うした四、五本の苗を相寄り成育させて一株にする。各株間は四米位、一町歩に七、八百本(株)八・九・十月に開花、従つて五、八月までが摘採期、同じ枝に熟度の異なる実が付いて居る。A 除草は十月、四月、人力で鋤するのは実を付けた下枝と根を傷めない為である。除草した草は樹根に堆積して肥料とし併せて表土の流亡と旱害の防止の役を果させる。三、四月ともなれば摘採に備へて樹根に寄せた草や腐蝕土を掻き出し同時に樹間の表土も掻寄せて之れを条間に小山と盛り上げる山立て作業<sup>(15)</sup>がある。山立までに欠株の補植、穴掃除、新芽摘取り、不用株の伐取り等の諸作業があるが、初の二は除草者の当然の仕事で第三は命ぜられる事もある程度、第四は全免が慣である。収穫後山立しておいた雑物を園内一円に拡げるか或は樹根に寄せる山撒しがある、是等が除草手入(略称除草)作業の内容である。B 収穫 山立て後清掃された地上に落ちて居る実を掻集める下掃き作業は労働者が監督に引率されて現場に赴き戸毎に数畦を指定されて行ふ。本摘採も同様引卒されて指定地区の木に就て行ふ。片足を幹まで枝を押別けて入り枝元迄手を突込んでしごくか枝を叩いて落す。熟度様々な実

や小枝や葉が混つてゐるので篩別し各自の名札付の袋に詰めて道に出す。八月中旬今一度下掃へして収穫を了へ、後山撒しを行つて一年が終はる。C 調整 袋は調整場に運ばれ、乾燥、精選され入庫、出荷の段取りとなる。D その他 苗床仕立て、大工、鍛冶、造粉、道路修理等園直属の各作業もコーヒー栽培に附帯する。この他に是に直接関係はないがコーヒー労働者の必ず従事するものに間作亦是余作と家畜飼養と日給労働がある。E 間作亦是余作 聖州のコーヒーは他品種程陰樹を要さないアラビカである上に氣候が幸して陰樹なしで栽培せられるから四年目までの新園では条間に優に間作が出来、反之五年以上の旧園となると既に下枝が延びて居る上に収穫準備の山立は三、四月より始めねばならぬので作物に制約が置かれるから普通は間作地に代へて別の畑を与へ、請負作業に差支へなき限り自由<sup>(1)</sup>に耕作せしめその果実を与へる。F 家畜飼養は豚と鶏 G 日給労働は余暇に調整場や道路修理等に日傭に出る事である。

(9) 移民地事情 昭和一〇年 四三一頁

(10) 山田揚之助 ブラジルを直視して 二九二頁

(11)(12) 山田同書 二九一〜二九四頁

(12) 外務省通商局 田淵 勲 伯国経済事情ト在伯邦人状態ノ経済的觀察 四四五頁〜四六〇頁

(14) 樹陰に苗床カンテロを作り、補植用の育苗をする

(15) 最悪の時には、ツルマ(日雇隊)を傭つて、コロノは先きに下掃し、ツルマが後から山立する方法をとる。拓務時報 昭和八年一月 一九五頁

#### 四、成園の労働契約

成園の労働は一、除草手入 二、収穫 三、調整 四、その他に分類し得る。三の精選所就中乾燥場作業や四の大工鍛冶、石工、馬方等は特技やそれ迄でなくとも経験の要る仕事で栽培の余暇に出来る程度を超したものであるから、是には食事付と無しとの差はあるが、何れにしても住宅の貸与と十時間労働制で週、半月又は月極の賃金契約 Contrato de Salario で経験労働者が専門に従事する。二の<sup>(16)</sup>収穫には年常雇であるコロノが契約に基いて必ず従事する。普通この時期は労力に不足するので、コーヒー摘採契約 Contrato de

Apunadores を結んだ労働者を短期間入れる。日雇隊が専業で之に当る事もあるが、その契約はコロノと同様<sup>(17)</sup>。一の除草はコロノ契約 Contacto de Colono を結んで園内に居住する一農年契約労働者コロノのなすのが原則で、不足の時は単独制のカマラダや組制のツルマを入れる。尙コーヒーはホーン報告によると昭和二十四年から不足に転じ、二十八年の大霜害以来はそれは深刻である。栽培方法に変化がないので手労働に対して現在は烈しい需要がある。

- (16) 拓務時報 昭和六年六月 一六頁 コロノなる語は、コーヒー、棉花、甘蔗、バナナ園で用ひられる。  
 (17) 海本副領事 コロノ之研究 一一四頁 外務省通商局

## 五、コロノ

コロノの概観 を喜多氏手記によつて知らう。「コロニアと云ふ家がずつと立並んで居る。これは四間に九間、中を仕切つて二家族が住む。二月十五日到着、翌十六日に白米一俵、パン粉一俵、砂糖十六貫、塩、漬物、玉ネギ、油等を貰ふ。仕事の時間の厳しいには驚いた。十六日朝から監督が来て仕事に出よと云はれ、コーヒー畑に案内された。家族数に合はせて私は四千本、利太郎様は六千本と決められた。除草賃千本当二五〇ミル、六月一日から実採り、之は前の請負金の外前故、沢山とればとる丈け身入がよいのです。一袋一ミル半。近頃は慣れて七・八袋、ちよつとある筋にかゝると十袋もとれる。朝六時に鐘を合図に家を出る。少しでも遅いと監督が呼びに来る(病氣でなくて家に引込んで居ると罰金五ミル; 仕事の都合では十ミルとられる) 妻子は昼食を携へて九時に畑に来る。九時ラツパの合図で朝食、十二時まで休なし、三時のラツパで女と子供帰宅、男は六時まで働く。土曜は三時迄、コーヒー実を八分取つて今二分で一袋になる処でもラツパが鳴ればその二分を取らずに戻る。七十一家族二五〇人が、毎日同じ畑で仕事をするから愉快だ。この耕地はコーヒー樹大きく間作の余地少いので一家当一町歩の余作地を貰つた。植付さへすれば土地は二町でも三町でも喜んで呉れる。食糧や日用品まで全部月始めに渡される」又原中氏手記によると「土曜は一時から休み、日曜は全休、金の乏しい者には園側で貸売する。労働手帳を持参し耕地所屬売店アルマゼンに行く」

コロノ契約は前手記の示す如くに、一農年を期間として何千本の（植はつてゐる地区の）除草手入を請負ひ併せて收穫労働に服すると云ふコロノ側の給付に対し、住宅、間作地（又は余作地）附り家畜飼育権の無料貸与なる現物給与と上記基本除草請負樹数千本当り何ミルの請負除草賃と出来高一袋当何ミルの摘採賃とから成る現金給与と云ふ耕主側の反対給付とを主部分として成立する。従てその内容は次の六の面から觀察されねばならない。

一 契約の一年制 契約が除草を基とした以上、年度内の除草効果は收穫によつて完了して次年度に持越されないので期間は一農年（普通十月一日から九月末まで）を原則とする。従つて一日、数日、数週間と云ふ風な短期不定の契約で雇傭される者は、全く同一の仕事をしてコロノとは云はない。この間の事情は横沢氏手記に明である。即ち、「私は十二月二十五日に現地に着いたが、農年の中途であつたから次年の九月まで契約農でなくて日雇として日給で働き、十月から愈々コロノ契約を結び、一家で五二〇〇本のコーヒー木の除草を請負つた。」

二 除草者が兼て收穫労働者である事、一農年は除草に始まつて山立て、下掃き、本摘採、下掃、山撒して完了する。即ち收穫作業を挟んで山立て、山撒しなる除草手入作業がある。従つて除草を請負つたコロノが山立までを了へて後の山撒しを開始する迄の除草休止期を徒食しない様にその期間に行はれる收穫作業に従ふは極めて自然であり又耕主としても手近のコロノを雇傭するは同じく自然である。そして除草も收穫も共に不熟練労働であるので除草者が必ず收穫作業に従ふ慣習は無理なく成立する。一方コロノはコロニヤ（住宅地区）内で相隣りして密居生活をして居り、作業に当つては除草の時も收穫の時も監督によつて適宜の組に纏められ、引率されて、時、所方法等を指示されて之を為す。故に作業の能率上コロノ相互もコロノの監督の間も滑らかでなければならず、それには相互の熟知が要り、それには一年毎に組替へるより多年制の宜しいのは論をまたない。然るに除草に就ては手労働<sup>(21)</sup>によらざるを得ないから道具も従て作業方法にも進歩がないので必要労働量は毎年殆ど一定である。故に耕主は等量の労働を確保するが為に年毎に募集費をかけたり、或ひは又新コロノの労働能率は低いから、必ずや基本請負本数は少ないので、この事によつて耕主は重い負担を負ふ（後記）故に之を繰返す愚をさけ、更には一年制はコロノの争奪からその賃金の吊上げを齎らす傾を持つから当然に契約は多年制としたかつたものであろう。二年

制が耕主側から要望されるのは此る理由が主であるらしい。然し耕主と雖も一年制によつて始めて一ケ年を経た後のコロノ家族構造の變化や熟練に適合させた本数を請負はせ得るから、必ずしも一年制は耕主に不利とは云へない。コロノ側から云へば、一ケ年で退耕の自由を得る事は好条件を求めて他園に移らんとする時や、独立せんとする時は固より契約を更新して重ねて同一耕地に止まらんとする時でも勞働の變化に応じて請負本数を増減出来るので好都合である。コロノ保護の見地から労働手帳は之を法定した。

三 除草、收穫、カマラダ毎に賃金制度の別建な事 除草に就ては新たにコロノたらんとする者は固よりその儘次年度もそれを続けんとする者も農年の当初に家族労働で請負ひ得る本数を契約する。この請負制によつてコロノはコーヒーの豊凶や相場の如何に拘はらず勞賃収入が予定出来、一方除草所要労働は年々一定であるから予測出来るので耕主も亦コロノ毎の飽率を考慮して何戸かの者に請負はす事によつて作業の完成とそれの爲の支出を予算し得る。反之して收穫に就て見ると、これには除草労働ならば役に立たない女、子供、老人も夫々身長や体力に適した作業を分担し得るから一戸の除草能力がそのまゝ摘採り能力ではないし又コーヒーは收穫適期の中が広く一園内に正に適期のものも多少それにあるものも並び植はつてゐるから之を熟度を追ふて逐次集中的に勞力を用ふる処に大規模經營の長所があるので如何にしても或るコロノの除草した処と收穫した処の不一致は一般となる。それで耕主は今や山立を了へて之れから收穫に入らうとするコロノを彼の請負区から解放して單なる労働者の資格に訂正して之を自ら掌握し、改めて之を指揮監督して收穫に当らせた。そしてこの監督がある限り出来高払制でも根や枝の損傷や採り残しなどを防ぎ得るであらう。然し收穫作業に移行したコロノ労働力が所要労働量と一致するは極めて偶然の事であるので耕主はコロノの利己心に訴へる出来高払制によつて労働力に弾力性を与へ、之によつて勞力不足の時は彼等の労働強化により、過剰の時は別段の補償の負担を負はなくて済まし得る。請負つた除草手入作業期間の中に收穫作業が割込んで居て併も両作業がコロノの必ず兼ね行ふからこの二作業の勘定が一括して計算されてよい様にも不拘勘定の別建な理由はこゝにある。カマラダは日給制で前二者と明に別建である。

四 貨幣賃金と現物給与の關係 耕主の支払ふ実質賃金は貨幣と現物の合計から成る。これは貨幣部分を減ずるには現物給与を増せばよいと云ふ關係である。横内氏等は除草賃金本当り間作不能地は二五〇ミル、可能地は二〇〇ミルと報告する。現物給与とは住宅と間作地の無料貸与を主部分とする。耕主から云へば住宅の建築、維持には積極的に金銭を支出せねばならないのに反し、間作地に就ては別に

金銭を支出する必要がない。従つて耕主は資金節約の為に現物給与部分の引上げを計るであらうし、その際は必ずや間作条件の優遇を試みるであらう。コロノは契約が一年建である点などから所与の居住条件は大体甘受するであらう。コロノが間作の為に自ら人を雇備する事は原則として許されないのが当然であるから間作条件の引上げと云ふてもコロノの間作に充当し得る労働の量、時間、時期等には当初から制約が置かれて居る。従つて耕主はいくら間作条件でコロノを好遇しても之を以て貨幣賃金部分の全部に置代へる事は出来ない。加えコロノはこの経験を基に独立するのが常道であるから相当額の貨幣賃金の支払はれるを期待して居る。云はゞ間作地を与へても切下げ得ない賃金の線が成立する。広い聖州の各園を通して除草賃千本当何ミル、収穫一俵当何ミルと年毎に基準が立つ事実はこの事情を有力に説明する。如斯一方に貨幣賃金に基準が立ち他方労力不足を覚へた昭和六年頃の耕主は競つて住宅改善を以てコロノを集めようとした。之も間作条件の引上げによつて他耕主と差を付さうとしても間作は各々自家労働で主作の余暇に従事する仕事であるから、その点で制約があつて結局は皆平等になつてしまふ処から生じたものである。(後記間作の項参照)

五 基本除草請負本数の決定 コロノ契約では基本請負作業の余暇の経済活動は自由とされてゐる。とは云へ他に有利なものゝない限りは、除草手入賃は確定収入であるのでコロノは出来るだけ多くの基本本数を請負はんとする。(山立てにツルマを雇入れる時はツルマの賃金の一定額即ちメザイサ食事代の中一回分額をコロノの勘定から差引く。之れ以上の額が山立賃に消へた時はその超過分は耕主が負担する、理田は耕主の部分でコロノの山立仕事を中止させ下掃をやらせたからで、普通の仕事が遅れたのでカマラダを入れるのとは違ふ<sup>(23)</sup>)。一方耕主はコロノ達に対して先づ住宅と間作地を貸与する。住宅は一コロニヤ内の一であるから同一構造であり、間作地も前記の如くに結局は平等になつてしまふ、そして千本当り貨幣で支払はれる基本除草賃も固より同一である。基本除草の実質賃金は貨幣部分と現物部分の和から成るから今之を千本単位に換算して基本除草請負本数の多いものと少いものとを比較すると、貨幣部分は同一であるが、現物部分の評価額は本数の多い程少となる。従つて上記の如くコロノが多く基本本数を請負ふ事は常に耕主の利に一致する。(家族員数の多いコロノが歓迎されるのも同じ点からも説明がつく) 反対に少い事は基本本数千本当りの負荷する現物給与の評価額が余りに高価になるから耕主の利に反する。基本除草請負三千本以下のコロノには住宅を貸与しないと云ふ<sup>(24)</sup>。

次にコロノは労力に余裕ある限りは基本除草請負とは別口何千本かの除草手入を請負ふ事も自由であるが、両口とも作業方法その他

凡て同一であり従て能率も同一であるからその労働報酬即ち実質賃金も同一な筈である。即ち千本当りの貨幣賃金と全現物給与の評価額を請負本数（千本単位に換算して）で除した金額との和から成立つ基本請負分と、貨幣丈けで成立つ別口分とが等しい關係になる。従つて貨幣賃金丈けに就ては当然に後者は前者より高い。コロノは住宅と間作地の確保の出来る様その資格を得るに足る最小の基本除草本数を請負ひ、出来る丈け多くの自由時間を産み出して出来る丈け多くの別口除草を請負ふを有利とする。聖州で典型的な邦人コロノである古川氏<sup>(25)</sup>は在耕二年半、労力三人で昭和八年十月から九年九月末迄の一農年間に基本除草七五〇〇本を千本当一八〇ミルで請負つた。是丈けではこの家族では余力があるので別口に二五〇〇本の除草を請負ひ、それには千本当二四六ミルを得てゐる。同じく労力四人、在耕二年の絲原氏<sup>(26)</sup>も基本八二五〇本を千本当り一八〇ミルで請負ひ、別口七〇〇本には千本当三〇〇ミルを得る。

六 間作及余作 可能 聖州のコーヒは四米・四米植であるから、四年目迄は間作々業の為に主作コーヒを傷はない丈けの余裕があるので、初年度は桑間に米や豆を四筋、以後年毎に一筋宛減らす（山田・二九二頁）などの工夫を凝らし普通は四年目迄間作を許可する。四年目から収穫期となるから、コーヒの為に除草の他に山立以下の作業も行はれる。従つて、在圃期間の点から作付する可き間作々物に制限が置かれる。そうなると十分に有利な間作収入を上げ得ない。（四年目は未だ可成り余裕があり、山立、下掃もさして嚴重ではない）この点からも四年以下の新圃を通例とする慣が出来、よつて五年以後の旧圃や特に間作を忌む耕主は之に代へるに余作地を与へる慣が生れて来た。さて新圃の作業は除草丈けと云ふて過言でない。従つて間作許可の基本条件はコーヒの除草の障礙にならぬ事である。先ず間作は余地ある処で許される。次にコロノから云へば自分の作物の為に除草しつつ尙且つ賃金を貰う事になる（山田・三〇六頁）と云う關係が成立つ。残る問題は間作と地力の關係である。

圃より桑間に作物を植付ける時は主作の爲になされる地力維持の爲の葦科、日光や旱害やエロージョン防止の爲の陰樹などの場合を除けば、それは地力を奪ふから大体主作にマイナスを与へるは否めない。然し前記の如くに筋を遞減せしめるとか、地力涸渇性の強いコーンの如き作物を禁ずるなどの工夫を凝らすならばこのマイナスは多分に減じ得る。

必要、ジャバなどちがひ聖州では日光に強いアラビカ種であるのと氣象の良好により主作保護の爲の間作は無用である。技術上から

必要ないとすれば、何故に必要であらうか。コヒー園の所在地では土着人がないので通勤労働者は之を求め得ない。又之に備はれんとする者は固より徒手空拳の徒にちがひない。よつて耕主は食住を用意しない限りは必要労働力を握り得ない。よつて先ず住宅を用意した。食は他から買入れる事も出来るが、それは非常に高価につく、従つて高い賃銀を支払はねばならない、よつて労働者の為の食糧の自園内の自給は耕主にとつて必要となつた。

(尙賃銀との關係に就ては(現現金と現物の項参照)

- (18) 喜多繁蔵 移民地事情 昭和七年 七八〇頁
- (19) 原中 同誌 昭和一〇年 四六四頁
- (20) 横沢氏 移民地事情 昭和十二年九月
- (21) 拓務時報 昭和七年一月 一・二四頁 // コヒー畑は九五%は鋤で耕される"
- (22) 横内氏 拓務時報 昭和九年五月 七四頁 河村孫介 移民地事情 昭和一年 一四七頁  
// 昨年は二五〇ミル対二〇〇ミルであつたが、本年はコロノ不足の為間作さす処も同じく三五〇ミル"
- (23) 拓務時報 昭和八年一月 一六〇頁
- (24) 横内民 同頁
- (25) 移民地事情 昭和九年 四八九頁
- (26) 同

## 六、労働手帳 *caderneta oficial* <sup>(27)</sup>

上述コロノの労働契約慣行は労働者保護の見地から労働手帳の法定する処である。之は一九〇四年に既にあつた型が一九三〇年頃より勵行されたもので、次の内容を持つ。

### 労働手帳 (全訳)

一 耕主のコロノに為す可き義務

- a コロノ一家と荷物を駅から耕地に運ぶ
  - b 衛生的な住宅
  - c 家族員数に応ずる家畜の放牧
  - d 請負樹数に応ずる余作地
  - e 住宅近接の菜園
- 二 コロノの義務
- a コーヒー樹の手入れと除草
  - b 欠樹の補植
  - c 蔓草等の除去
  - d 耕地管理者の命による除草
  - e 耕地の一般採実は管理者命に依り参加す可き事
  - f 山立、山崩しも管理者の指揮による
  - g 法による義務を先にし、管理者の命之に次ぐ。
- 三 新着コロノ又はコロノ病気の場合は耕主は日常必須食糧には無利子前貸、但し現金の前貸はしない（民法）
- 四 コロノは耕主又は耕地管理人の決定により次の作業を無報酬でなさねばならない。
- a <sup>コロンニア</sup>住宅及び放牧地の手入
  - b 住宅の柵の手入
  - c 駅に至る道路の年一年の修理
  - d 耕地内の森や家屋の火事の時の消防
- 五 病気又は止むを得ざる者を除き第二及第四項記載の労働をなさざるコロノのある時は耕地管理人は他者に之をなさしめ、この金額

は当該コロノに請求し得る。

六 コロノは柵内で豚及山羊を飼ひ得るが、是等の偶然与へる害の責に任ず可き事

七 耕主は契約農年内に正当の理由なくコロノを退耕せしめんとする時は契約条項により既になせる賃銀総額及び残期の契約賃銀の半を支払ふ義務を負ふ。耕主より契約破棄す可き正当なる理由次の如し。

a 義務を履行し得ない不可抗力

b 耕主又は家族に対する名譽を侵した時

c 病氣その他によりコロノが契約労働を為す能はざる事情の生じた時

d コロノが犯罪、悪行續、泥酔、不柔順、怠惰等の状況にある時

e コロノが本契約を履行しない時

f 仕事又は契約事項等に関しコロノが妨害をした時（民法）

八 コロノが正当理由なく中途で退耕せんとする時は耕主に対しその日から契約終了期日までなす可かりし賃銀の半分相当額の違約金を支払はなければ既になした賃銀の請求権を有せず、コロノの破約し得る正当理由とは

a 公の義務及法の実行と契約継続の両立しない事

b 不可抗力により契約履行に適しない事を認めたる時

c 能力以上の労働及び法に反する事項、公序良俗に反する事、契約外の事を耕主から要求された時

d 厳格すぎる待遇

e 明白な損又は良好でないと認められる危険に陥る虞れある時

f 耕主が本契約の義務を履行しない時

g コロノの家族の名譽を侵し又は侵さんとする時

九 若し本契約が双方に於て期限終了前三十日に何等意志を表示せざる時は尙一農年契約を継続したものと推定する。

十 新農年開始前項により本契約を継続せられ又は新契約を為した時、之を破約せんとする場合は既に内定した契約賃銀額の二割相当額を違約金として耕主はコロノに支払ふか或は貸金の免除を為すを要す。若し次年度の契約に対し農期の開始前コロノがその耕地を去らんとする時はコロノも同額の違約金を耕主に支払ふを要す。

十一 コロノの家畜食糧及手入賃はコロノの所有に属し、第三者の手にある時と雖も耕主に対する負債の担保となす。

十二 耕主はコロノ所有の本手帳に毎月記入せねばならない。

a 一定期毎に支払ふ一年間の手入賃

b 契約以外の手入賃の支払

c 臨時仕事の日傭賃の支払

d 採取コーヒーの採取量による賃銀の支払

e コロノに供給した労働要具及家庭用品

f コロノ所有の生産品の耕地側買入額

g 第三項規定の前貸金額

h 医師、薬局に要する契約賦金

i 臨時に供給した労働要具家庭用品の価格

j 本契約の為課せられる可き違約金

k 第五項により第三者をして為さしめたる賃銀相当額、本契約履行に関係なき事以外は此の労働手帳に常に洩れなく記載す。

十三 必要品の買入、生産物の販売はコロノの欲する場所で自由になし得る。但し同一価格なる時は耕主に優先せしめるを要す。

十四 本契約の一農年は採実終了又は山崩しの完了又は双方の特約せる日まで継続する労働手帳は農年の始から終迄使用する。

十五 耕主はコロノに本手帳を交付し之により一切の貸借勘定を清算す可き義務を有す。

十六 農業労働局は労働手帳又は耕地帳簿を検査し得、違反には罰金を課さねばならない。契約に関する訴訟に於てはコロノを援助し

又は仲裁をせねばならない。

十七 本契約の仲裁又は履行に關し生じた一切の問題は裁判所で行ふ。

十八 耕主の義務次の如し

a 労働手帳に次の書入れをなす

コーヒー千本に付一ヶ年の手入賃……………

コーヒー千本に付除草賃……………

採実五十立に付……………

食事付或は食事なし日傭賃……………

b 千本に付……………ミルの割で……………日に現金にて支払をなす

c 各労働終了後直ちに採実賃を支払ひ農年末に総決算をなす

十九 耕主の義務次の如し

a コーヒー園にてコロノに対し……………を植付けるを許す

b コロノの生産物に対し園よりコロノ住宅迄……………の割を以て各種の運送具を供給す

c 電燈又は一年……………の割で燈火を供給す

d……………

e……………

f……………

二十 耕主又は耕地管理者の定めた仕事に対し公序良俗を乱した又は不柔順なコロノに対し十ミルの違約金を課し得る。

二十一 コロノは耕地内に於て自己又はその關係者の差生した損害に対し之に相当する賠償金を支払はねばならない。

以上契約の一般及特別条件は当局保管の移民申請（配耕申込書）第…号及労働手帳受領書…号に規定される一切の事項に対し耕主コロノ間で同意した事を証す。

年 月 日 労働局周旋課長

(初) 移民地事情 昭和七年 四五六頁〜四六〇頁、 移民情報 昭和七年七月 海本 前掲書

七、カ マ ラ ダ

コロノその他が単独的に日傭に出る時カマラダと呼ばれる事は前記の如くであるが、他に独身者が園内にカマラダ用住宅の一つを貰つて専門に之に従事する場合がある。邦人は家族移民で従つてコロノとなるのが殆どであるので本例に乏しいが高橋氏手記により実情を知らう。「独身者は日傭が第一段階である。外人耕地の日傭は朝五時耕地の鈴が鳴ると事務所に行く。そこでカフェを呑み集合するを待つて五時半監督に連れて畑に行く。仕事は殆ど草取だが何んでも一応はやらされる。九時事務所から朝食が運ばれる。食物は毎日毎度同じ物で、飯、豆、マンジョカ粉、肉一片で豚脂入り煮物、正午カフェ、四時夕食。七時帰宅、事務所でカフェを貰つて戻る。宿舎は一軒一室、土間に二三枚の板を並べたものに足丈け洗つてゴロ寝する。日曜は休み」

間作条件等コーヒー園の労働契約に就ては特に農業経済面から考察する可き問題が多いが紙幅の関係上不日の機会に譲り度い。

(28) 高橋丈夫 拓務時報 昭和八年三月 九三頁